

大分市指定管理者制度における賃金スライド制度に関するQ&A

令和8年6月

No.	Q	A
1	賃金スライド制度の対象者について、会社との契約上は「非正規職員」で、給与体系が「月給制」の場合、「正規職員」と「非正規職員」のどちらに分類すべきですか。	本制度では、雇用形態の呼称にかかわらず、月給制・日給制であれば「正規職員」、時給制であれば「非正規職員」と定義しています。したがって、ご質問のケースは「正規職員」として分類してください。 なお、実態としてこの分類によることが困難な場合は、個別に相談してください。
2	賃金スライド制度の対象となる人件費に関する計画書における各数値はどのように算出しますか。	<p>【対象経費総額】対象経費の総額を記載してください。</p> <p>【配置予定人数】原則、各年度4月1日時点の配置予定人数を記載してください。</p> <p>【対象経費/人】「対象経費総額」に「配置予定人数」を除いた数字を記載してください。</p> <p>【平均時給】手当等は含めず、一人当たりの時給を記載してください。 ※対象経費の考え方とは異なり、賃金(時給)のみを指します。</p> <p>【想定上昇率】当該年度と前年度の「対象経費/人」(非正規の場合は平均時給)を比較して算出の上、記載してください。</p>
3	指定管理者の想定賃金上昇率はどの程度変動すると見込んで算出すればいいですか。	指定管理者のこれまでの賃金支払実績、大分県人事委員会勧告の民間給与、大分県最低賃金の推移などを参考に、想定している給与額や賃金上昇率が社会通念上妥当なものとなっているかという視点で算出してください。
4	賃金スライド制度の適用は任意ですか。	本制度の適用に当たっては、指定管理者の任意ではなく、すべての指定管理施設を対象としています。急激な賃金上昇が続く中、指定管理者の賃上げ環境を整備するとともに、施設の安定的な運営と質の高い市民サービスを維持するために導入するものです。

大分市指定管理者制度における賃金スライド制度に関するQ&A

令和8年6月

No.	Q	A
5	賃金スライド制度の適用によって指定管理料が増額された場合、その増額分は必ず従業員の賃金に反映させなければなりませんか。	<p>制度の趣旨を踏まえ、従業員の賃金に適切に反映されるよう配慮をお願いします。</p> <p>なお、指定管理者制度においては、組織体制を含む管理運営について指定管理者の創意工夫を生かすことで効率的かつ効果的に実施されることが求められていることを踏まえ、従業員への支払いの時期や方法等、実務上の取扱いについては指定管理者の裁量によるものとしています。</p>
6	賃金スライド額の人件費への反映状況について、市から指定管理者への確認はありますか。	賃金スライド額の人件費への反映状況に関するアンケートを実施し、その回答内容をもって確認することとしています。
7	任意指定による指定管理施設は対象となりますか。	任意指定による指定管理施設も対象となりますので、手引きの内容は必要に応じて読み替えてください。
8	賃金スライド制度の対象となる人件費に関する計画書は差し替え可能ですか。	<p>提出後の変更は原則として認めません。</p> <p>ただし、市側の事情により、指定期間中の管理面積の増加、業務の変更等があり、それにより職員配置の変更(軽微な変更を除く)が生じ、同様の状況が当該年度以降も継続する場合は、協議により計画書の記載内容を変更することができます。</p>